

(令和7年4月1日)

住居確保給付金のしおり

就職活動を支えるための
家賃の補助が必要なかたへ

住居確保給付金（家賃補助）とは

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給を受けるための要件

次の①～⑨のいずれにも該当すること。

①川口市内に居住を予定する方又は現に居住する方。

②離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方。

③（離職等された方の場合）

申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他川口市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動ができなかった場合は、その日数を2年に加算した期間とするものとする。（最長4年）

（やむを得ない休業等された方の場合）

就業している方の給与その他の業務上の収入を得る機会が、ご本人様の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

④（離職等された方の場合）

離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。

（やむを得ない休業等された方の場合）

申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。

⑤申請した月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次に当てはまる方。

	家賃の一部または全額（限度額以内）を支給できる収入額
単身世帯	131,700円以下
2人世帯	187,000円以下
3人世帯	234,000円以下
4人世帯	276,000円以下
5人世帯	317,000円以下
6人世帯	364,000円以下
7人世帯	408,400円以下

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次に当てはまる方。

	資 産 基 準 額
単身世帯	504,000円以下
2人世帯	780,000円以下
3人以上の世帯	1,000,000円以下

⑦誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（ハローワークに求職の申込をし、常用就職を目指した活動を行うこと）。※詳細は下記「求職活動要件」に記載。

⑧自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等（生活保護を含む）を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑨暴力団員でない方。

求 職 活 動 要 件

住居確保給付金の支給が決定した方は、以下の要件を満たす必要があります。

(公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者)

- ①毎月4回以上、川口市生活自立サポートセンターにて面談等の支援を受けること。
- ②週に1回以上、求人先に応募等を実施、または求人先の面接を受け、報告書を提出すること。
- ③毎月2回以上、ハローワークまたは地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受け、確認票の写しを提出すること。

(自立に向けた活動を行う支給決定者)

- ①毎月4回以上、川口市生活自立サポートセンターにて面談等の支援を受けること。
- ②原則毎月1回以上、経営相談先の面談等の支援を受けること。
- ③毎月1回以上、2の経営相談先の助言のもと作成した自立に向けた活動計画に基づいた取組を行うこと。

支 給 期 間

3か月を限度とします。ただし、以下の要件を満たしている場合、3か月間を2回まで（最長9か月間）、延長することが可能です。

【延長のための要件】

- ・受給中に誠実かつ熱心に求職活動要件を満たす活動を行っていたこと。
- ・世帯の収入と預貯金が申請時の基準額以下であること。

支 給 額

支給額（限度額以内）＝基準額（※）＋家賃（※）－世帯収入額

	基準額	支給限度額（月額）
単身世帯	84,000円	47,700円
2人世帯	130,000円	57,000円
3人世帯	172,000円	62,000円
4人世帯	214,000円	62,000円
5人世帯	255,000円	62,000円
6人世帯	297,000円	67,000円
7人世帯	334,000円	74,400円

※基準額：市町村民税均等割の非課税となる収入額の1/2

※家賃：共益費・管理費等を除く賃料

支 給 方 法

貸主（大家）又は貸主から委託を受けた事業者（不動産会社、管理会社、保証会社等）に直接振り込みます。

【お問い合わせ先】

川口市生活自立サポートセンター

048-299-8293・8294（相談支援担当）

048-271-9412（住居確保給付金担当）